福山市企業立地奨励金制度の概要〔2025(R7).4~2027(R9).3〕

□設備の導入・更新に対する支援

■設備投資奨励金

市内の事業所に設備投資を行う企業のうち、指定基準を満たす者に交付します。

▼対象事業

次に掲げる自己が使用する事業所における新たな設備の導入または既存設備の更新

事業所	詳細内容								
工場	物品の製造、加工または修理の事業の用に供する施設及びこれらに附帯する施設(※1)								
流通施設	流通業務(荷受、保管、流通加工(物流の流通過程における簡易な加工をいう。)、出荷、道路運送 その他の物資の流通に係る業務をいう。)を専ら行うための施設(※1)								
試験研究施設	工業製品に係る調査、企画、設計、基礎研究、応用研究または開発研究を主体に行う施設で独立した 構造及び設備を有するもの。(※1)								

▼指定基準

事業所	立地場所	設備投資費用	(償却資産)	常用従業員	公害防止対策
工場	工業専用地域 工業地域 準工業地域				
流通施設	工業専用地域 工業地域 準工業地域 商業地域 近隣商業地域	小規模企業者(※2) 中小企業者(※2) 中堅企業者(※3) その他の者	3,000万円以上 1億円以上 3億円以上 30億円以上	事業計画に基づく雇用維持	市と事前協議し 実施
試験研究施設	市内全域				

▼奨励内容

	事業所	対象者の条件		助成内容	?	
	争未仍	対象省の米計	助成対象	助成率	限度額	交付時期
	工場		当該設備の使用	開始後、新たに課	税された年	
1	1 流通施設 試験研究施設	● 事業計画に基づく雇用維持		初年度:100% 2年度:75% 3年度:50%	各年度 1億円	なケヰの役が
2	大規模工場に 係る特例	投下固定資産総額(土地除く) 100億円超事業計画に基づく雇用維持過去にこの特例の適用を受けてから 2年を経過していないものを除く	固定資産税 (償却資産)	5年間:100%	なし	各年度の税が 完納された年 度の翌年度末

■雇用奨励金

設備投資奨励金の対象者のうち、一定の条件を満たす者に交付します。

事業所		対象者の	助成内容				
	基準日	対象従業員(※4)	助成率	限度額	交付時期		
	使用開始日 から1年を 経過した日		小規模企業者(※2) 中小企業者(※2) その他の者	3 人以上 5 人以上 10人以上	対象従業員 1人当たり	6,000万円	甘淮口以後
		し、かつ、その間福 山市に住所を有する 新規雇用者	小規模企業者(※2) 中小企業者(※2) その他の者	1人以上 3人以上 5人以上	30万円	3,000万円	- 基準日以後

※1 対象施設

□工場

日本標準産業分類(令和5年7月告示)に規定する大分類 E 製造業(分類番号09~32)を営む事業者が設置する工場

□流通施設

次のいずれかの施設

- 日本標準産業分類に規定する分類番号44.45.47.48に該当する業種を営む事業者が設置する流通施設
- 製造業、卸売業等を営む事業者が設置する流通センターまたは配送センター

□試験研究施設

試験・研究部門が製造部門とは独立した部門となっており、かつ従事する専門的技能者は製造部門との兼務ではなく、研究等に専従する体制となっているもの。ただし、工場建設と同時に事業所敷地内に建設するものを除く。

11开 タ	i.寺に몆仳りる忰刑となつ(いるもり
分類 番号	業種名
09	食料品製造業
10	飲料・たばこ・飼料製造業
11	繊維工業
12	木材・木製品製造業
13	家具・装備品製造業
14	パルプ・紙・紙加工品製造業
15	印刷・同関連業
16	化学工業
17	石油製品・石炭製品製造業
18	プラスチック製品製造業

/_/_	し、工場建設と问时に事耒炘敫地内に
分類 番号	業種名
19	ゴム製品製造業
20	なめし革・同製品・毛皮製造業
21	窯業・土石製品製造業
22	鉄鋼業
23	非鉄金属製造業
24	金属製品製造業
25	はん用機械器具製造業
26	生産用機械器具製造業
27	業務用機械器具製造業
28	電子部品・デバイス・電子回路製造業

分類 番号	業種名
29	電気機械器具製造業
30	情報通信機械器具製造業
31	輸送用機械器具製造業
32	その他の製造業
44	道路貨物運送業
45	水運業
47	倉庫業
48	運輸に附帯するサービス業

※2 中小企業、小規模企業の範囲

中小企業基本法(昭和38年法律第154号)の定める中小企業者、小規模企業者

業種	対象施設			中小1 (いずれかる	小規模企業者	
未但	工場	流通	試験	資本金の額または 出資の総額	常時使用する 従業員の数	常時使用する 従業員の数
①製造業、建設業、運輸業、 その他の業種(②~④を除く。)	•	•	•	3億円以下	300人以下	20人以下
②卸売業		•		1億円以下	100人以下	5人以下
③サービス業				5,000万円以下	100人以下	5人以下
④小売業				5,000万円以下	50人以下	5人以下

※3 中堅企業者

中小企業基本法の定める中小企業者のうち、常時使用する従業員の数が100人以上の者。

※4 対象従業員

当該設備の使用を開始した日の1年前または指定申請の日から基準日の9か月前までの間に新規雇入れした常時使用する従業員

■手続きの流れ

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11)	12	13
指定申請	事業の審査	指定決定	事業着手	事業の変更	工事完了	使用開始	事業完了	事業の確認	交付申請	交付決定	奨励金請求	奨励金交付
指定申請書の提出	(市)	送付 (市) 指定決定通知書の		提出事業計画変更届の		使用開始届の提出	事業完了届の提出	現地確認(市)	の提出を対中請書	知書の送付(市)補助金交付決定通		

- ●「①指定申請」は、「④事業着手」の<u>1か月前</u>までに申請してください。
- 🧶 複数年度にわたる奨励金の交付については、年度ごとに⑩~⑬の手続きを行います。
- 対象業種、指定要件、申請方法等の詳しい内容については、経済総務課までお問い合わせください。

制度の活用をご検討の際には、お早めにご相談ください。

福山市経済環境局 経済部 経済総務課

福山市企業立地

検索

TEL: 084-928-1124 E-mail: keizai-soumu@city.fukuyama.hiroshima.jp